

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-20)

政策名(※1)	政策20: 消防防災体制の充実強化	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	10,715,141	11,100,560	25,005,307	13,257,329
		補正予算(b)	1,001,283	87,562,135	17,530,582	
		繰越し等(c)	29,662,842	-54,461,030	26,683,233	
		合計(a+b+c)	41,379,266	44,201,665	69,219,122	
執行額(千円)	34,270,595	22,838,708				

(注)平成24年度当初予算及び平成25年度当初予算には、東日本大震災復興特別会計が計上されており、平成25年度は当会計の予算が減額している。さらに、平成24年度補正予算は、消防救急デジタル無線の整備等によるものである。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第百八十三回国会(常会) 総務委員会における総務大臣所信	平成25年3月19日	【Ⅱ 命をまもる】 消防行政については、今後の大規模地震等に備え、国民の命を守る消防防災体制の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このため、災害情報の確実かつ迅速な伝達のための通信基盤や消防防災施設の整備、消防団の入団促進や安全対策の推進、緊急消防援助隊の即応体制の強化を推進してまいります。また、コンビナート・原子力消防防災体制の強化に取り組んでまいります。 さらに、長崎市で発生したグループホーム火災を踏まえ、二度とこうした事故が起きないように、防火対策について検討してまいります。
	第百八十三回国会における 安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成25年2月28日	四 世界一安全・安心な国 命を守るための「国土強靱(じん)化」が、焦眉(び)の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※2) 【年度】
緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	1 消防団員数	879,978人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	874,193人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	消防団員数の増加(対前年度増) 【24年度】
	2 うち女性消防団員数	19,577人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	20,109人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	うち女性消防団員数(20,000人) 【24年度】
	3 うち学生消防団員数	2,056人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	2,335人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	うち学生消防団員数(2,300人) 【24年度】
	4 自主防災組織の組織活動力パー率	75.8% (平成23年4月1日現在) 【23年度】	77.4% (平成24年4月1日) 【24年度】	78% 【24年度】
	5 消防団協力事業所表示制度導入市町村数	868市町村 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	926市町村 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	1,000市町村 【24年度】
	6 防災拠点となる公共施設等の耐震率	75.7% (平成23年3月31日現在) 【23年度】	79.3% (平成24年3月31日現在) 【24年度】	耐震率の向上(対前年度増) 【24年度】
				85% 【25年度】
7 消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	平成23年12月1日現在、全国797消防本部のうち、平成24年度末までに21ブロック(68消防本部1村)、また平成25年度以降では11ブロック(65消防本部13村)が広域化する可能性がある。 【23年度】	全国の消防本部数 784本部 小規模消防本部数 472本部 (平成25年3月31日現在) 【24年度】 ※ここでいう「小規模消防本部」とは、管轄人口10万未満の消防本部のことである。	広域化を検討している市町村を対象とした自主的な消防の広域化の推進支援による小規模消防本部の減少 【24年度】	

	8	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	住宅火災による死者数1,022人 (平成22年中) 【23年度】	住宅火災による死者数1,016人 (平成24年中) 【24年度】	住宅火災による死者数 1,000人以下 【24年度】 平成17年の1,220人からの半減 【27年度】	
	9	住宅用火災警報器の設置率	71.1% (平成23年6月推計設置率) 【23年度】	77.5% (平成24年6月推計設置率) 【24年度】	推計設置率の向上(対前年度比) 【24年度】	
	10	防火対象物定期点検の実施率の向上	58.1% (平成23年3月31日現在) 【22年度】	59.0% (平成24年3月31日現在) 【24年度】	70% 【24年度】	
	11	特定違反對象物数の改善	229件 (平成23年3月31日現在) 【22年度】	224件 (平成24年3月31日現在) 【24年度】	特定違反對象物数の減少 (対前年度減) 【24年度】	
	12	危険物施設における事故件数	561件 (過去5年間における年間平均事故件数) 【23年度】	555件 (過去5年間における年間平均事故件数) 【24年度】	年間平均事故件数の低減 (対前年減) 【24年度】	
	13	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数	219件 (過去5年間における年間平均事故件数) 【23年度】	215件 (過去5年間における年間平均事故件数) 【24年度】	年間平均事故件数の低減 (対前年減) 【24年度】	
	14	緊急消防援助隊の登録隊数	4,354隊 (平成23年4月1日時点) 【23年度】	4,429隊 (平成24年4月1日時点) 【24年度】	対前年度増 【24年度】	
					おおむね4,500隊 【25年度】	
	15	平成21年度からの補助金による緊急消防援助隊の車両及び航空機等の整備	826件 【23年度】	987件 【24年度】	車両及び航空機等の整備 【24年度】	
	16	消防救急無線のデジタル化着手済団体数	91消防本部 (平成24年3月31日現在) 【23年度】	313消防本部 (平成25年3月31日現在) 【24年度】	100消防本部 【24年度】	
	17	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	76.4% (平成24年3月31日現在) 【23年度】	76.6% (平成25年3月31日現在) 【24年度】	整備率の向上 【24年度】	
	18	全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	65.8% (平成23年6月1日現在) 【23年度】	74.6% (平成25年1月15日現在) 【24年度】	整備率の向上 【24年度】	
	救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること	19	国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練を行った国際消防救助隊登録消防本部数	「国際消防救助隊の実戦的訓練」を実施(全国3会場) 599人の隊員の内33%に当たる198人が訓練に参加 【23年度】	「実戦的訓練」を実施(全国4会場) 599人の隊員の内64%に当たる386人が訓練に参加(平成23年度と合わせて) 【24年度】	国際消防救助隊の訓練・教育等の実施(全国3会場) 599人の隊員の内60%以上の隊員が訓練に参加(平成23年度と合わせて) 【24年度】
						全ての隊員が訓練に参加 【25年度】
		20	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成22年中) 【23年度】	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成23年中) 【24年度】	救急搬送における救命率の向上 【24年度】
		21	受入医療機関の選定困難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案3.8% 小児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案6.9% 小児傷病者搬送事案割合2.5% 救命救急センター等搬送事案5.0% (平成22年中) 【23年度】	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案3.7% 小児傷病者搬送事案3.1% 救命救急センター等搬送事案4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案6.8% 小児傷病者搬送事案割合2.7% 救命救急センター等搬送事案5.2% (平成23年中) 【24年度】	受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【24年度】
		22	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	心肺停止傷病者への応急手当実施率 42.7% (平成22年中) 【23年度】	心肺停止傷病者への応急手当実施率 43.0% (平成23年中) 【24年度】	実施率の向上 【24年度】

<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数は、消防常備化進展(昭和30～40年代)や大学進学率の上昇、就業構造の変化及び少子化に加えコミュニティ意識の希薄化等により長期的減少している一方で、女性や学生の団員については入団促進の取組や活動環境の整備等により目標を達成した。 ・消防団協力事業所表示制度導入市町村数は、制度創設から5年経過したこともあり、導入数は増加しつつも、その伸びが鈍化しており、目標には届かなかった。 ・自主防災組織の組織活動カバー率については、自主防災組織活動の指針である「自主防災組織の手引」や活動事例集の作成・配布、自主防災組織連絡協議会の結成促進に向けた出前講座等を行っており、自主防災組織の普及啓発に努めてきたことにより、おおむね目標を達成できた。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震率については、従来から地方債と地方交付税による地方財政措置を講じており、年々着実に改善がなされている。 ・「消防の広域化の推進」について、アドバイザーの派遣やセミナーの開催等により、10件の消防の広域化が実現され、施策の目標の達成に一定の寄与ができた(消防本部数△13、小規模消防本部数△10)。 ・防火対象物定期点検実施率及び特定違対象物数の改善については、定期点検制度の周知や違反是正支援アドバイザー制度を活用した各消防本部に対する違反処理の進め方等のアドバイスの実施などにより、それぞれ実施率の向上、違対象物数の改善を図ったことで、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるとともに、全国で危険物事故防止ブロック会議を開催し、都道府県、消防本部、事業者等と事故防止に資する情報や認識の共有を図ってきたところ。これらの取組により、過去5年平均(平成20年度～平成24年度)の事故件数は昨年度の5年平均(平成19年度～平成23年度)の事故件数と比較して6件減少し、目標を達成できた。 ・石油コンビナート等防災区域の特定事業所の事故件数は、実績値215件は基準値219件と比較して4件の減少となったが、依然として高い水準にあるといえる。 ・緊急消防援助隊の登録隊数については、国庫補助や無償使用制度の活用によって、緊急消防援助隊に必要な施設(車両及び資機材等)の整備促進が図られ、目標をほぼ達成できた。 ・緊急消防援助隊の機能強化を図るため、補助金等を活用し、消防救急無線のデジタル化の促進を図り、当該年度目標を達成した。 ・各自治体の整備計画等により、財政支援を活用し、防災行政無線の整備を図っているところであり、若干であるが、整備率の向上が図られた。 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率について、緊急防災・減災事業債、平成24年度補正予算等の活用により自動起動機の整備を図り、目標を達成できた。 <p>救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ることについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際消防救助隊の迅速かつ効果的な対応体制を維持・向上を図るため、登録消防本部と連携し、複数の消防本部が参加する連携訓練の実施等を推進したことにより、平成23年度から累計386人(登録隊員全体の64%)が訓練に参加し、目標を達成できた。 ・救急搬送における救命率の推移について、平成22年度から平成24年度までは11.4%で推移した。ただし、ウツタイン様式に基づく救急搬送記録の収集を開始した平成17年との比較では、平成24年度では4.2ポイント上昇している。 ・救急搬送における受入医療機関の選定困難事案の割合について、受入れ照会回数は、平成22年より改善傾向であるが、現場滞在時間は、平成22年から明らかな改善には至っていない。 ・心肺機能停止傷病者への応急手当実施率は、平成21年、平成22年と42.7%で推移したが、平成23年は実施率の上昇が図られた。
-------------------	----------------	---

	目標期間終了時点の総括	(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった
		(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) I 予算の拡大・拡充
		<p>各施策の測定指標については一部未達成のものもあるが、緊急消防援助隊の機能強化、消防救急無線のデジタル化やJアラートの自動起動機の整備など、おおむねその目標を達成しており、総合的な消防防災行政の推進や国民の安心と安全の向上について進展があったと認められる。今後は、以下のとおり基本目標の達成に向け積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数の増加に向け、消防団員数が長期的減少傾向にある一方で、女性や学生団員が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き、消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生団員が増加していることに着目した雑誌広告や入団促進パンフレットの等の作成配布、入団促進シンポジウムの開催、少年消防クラブなど将来の消防団員の担い手育成や各種先進事例の照会、SNS等を利用した新たな広報展開等に努め、地方公共団体と協力しつつ、消防団員の確保、消防団の理解促進を図る必要がある。 ・自主防災組織の組織活動カバレッジ率の向上に向け、今後も先進事例の紹介、優良事例の表彰、出前講座の実施等を通じて、自主防災組織の強化を支援し、さらなる地域防災力の向上につなげていく必要がある。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震率の向上に向け、今後とも、地方債と地方交付税による地方財政措置を通じ、地方公共団体の取組を支援していく。 ・消防の広域化については、平成25年4月1日に広域化の期限を延長するとともに、地域の実情を尊重することを基本として「消防の広域化に関する基本指針」を改正したところであり、この基本指針に沿って、引き続き広域化を推進していく必要がある。 ・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の推進が課題となっており、より一層の普及促進を図っていく。また、昨今のホテルや旅館等の火災も踏まえ、火災被害拡大対策の検討や火災予防行政の実効性向上に係る検討など、建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。 ・危険物施設における事故発生件数は未だ高い水準で推移していることから、事故を減らすため、引き続き危険物等事故防止対策情報連絡会、危険物事故防止ブロック会議等を行い、事故防止対策をより一層推進していく必要がある。 ・石油コンビナート等防災区域の特定事業所の事故件数は近年増加傾向にあることから、消防庁としては、関係省庁と連携しながら、事故の発生の防止等に資するよう特定事業者へ情報提供を行うことと合わせて、道府県の石油コンビナート等防災本部の防災体制の充実強化、事業者の自衛防災組織の効果的な運用等について一層推進していく。 ・緊急消防援助隊の登録隊数については、平成25年度末までの目標登録隊数おおむね4,500隊に対して、平成24年度時点で4,429隊の部隊登録があり、ほぼ目標達成に近づいている。しかしながら、今後、南海トラフの巨大地震等の大規模災害等への対策として、出動計画等の見直しをはじめ、更なる部隊の増強など即応体制の強化を図っていく必要がある。 ・東日本大震災や今後発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震を踏まえ、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」の観点から、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、消防救急無線のデジタル化を推進し、緊急消防援助隊の機能強化を図る必要がある。 ・大規模災害時等の災害警報の伝達が目的である防災行政無線の整備に向けて、整備推進に向けたアドバイザー派遣などの支援を行い、整備率向上を図っていく必要がある。 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率については、緊急防災・減災事業債、平成24年度補正予算等により自動起動機の整備を図り、目標を達成するするなど、住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達のために着実な取組がなされていると認められる。引き続き、更なる自動起動機の整備率向上のため、財政措置等に取り組む必要がある。 ・国際消防救助隊の教育訓練については、複数消防本部による連携訓練の推進など、迅速かつ効果的な対応体制の維持・向上を図るため着実に取り組んでいるところである。一方で、次に掲げるように取り組むべき課題もあり、引き続き質・量の両面で教育訓練の拡充を図っていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①多くの登録隊員に対して平素の国内救助活動とは異なる国際緊急援助活動に必要な知識・技術を習得させ、その質を維持していくためには、現行の教育訓練の回数、規模等では十分でないこと ②国際緊急援助活動に対する外部評価の再受検(IER)が平成26年度末に控えていること ③将来にわたって永続的に質の高い教育訓練を実施していくために、次世代の指導員を育成していく必要があること ・救命率の向上及び受入医療機関の選定困難事案の低下、一般市民による応急手当の実施率の向上などを達成するためには、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の運用改善等による消防機関と医療機関の連携強化を図るとともに、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発の推進が重要であり、引き続き、救急救命体制の充実を推進する。 <p>なお、平成25年度行政事業レビュー(公開プロセス)の指摘を踏まえ、消防庁所管情報システムの最適化については、毎年の行政事業レビューにおいて、システム一元化の効果を評価し、公表する。また、内閣府と協議を進め、防災情報システム間の接続・連携について検討する等、政府全体としての統一性、統合性、効率性の確保を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	消防防災体制のあり方については、第26次消防審議会や各検討会において、有識者等の意見を聴いたところである。また、明治大学経営学部公共経営学科准教授の菊地先生から、目標期間終了時点の総括の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成24年版消防白書http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/h24/index.html 第26次消防審議会答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240130-1_syobo_taisei_arikata.pdf ・消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240907_syobososhikihou31_kouikika_chukan.pdf ・東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2506/250611_1houdou/02_houdoushiryou.pdf
---------------------------	---

担当部局課室名	消防庁総務課 他14課室	作成責任者名	消防庁総務課 横田課長	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	-----------------	--------	-------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。